

非常変災時における臨時休業の判断基準について（方針）

尼崎市教育委員会

1 本市において大雨警報、洪水警報若しくは暴風（暴風雪を含む。）警報又はこれらに係る特別警報（以下「大雨警報等」という。）が発表された場合

※ 市立高等学校、あまよう特別支援学校及び成良中学校琴城分校における大雨警報等の発表に係る臨時休業の判断基準については、各校の定めによる。

時	大雨警報等	学校園の対応	備考
授業日の前日	授業日の前日（日曜日及び休日を含む。以下同じ。）までに、気象情報等により、その授業日に大雨警報等が発表されることが明らかであると認められる場合	- 学校園は、その授業日の前日の午後5時を目途に尼崎市教育委員会（以下「市教委」という。）から臨時休業の連絡を受けたときは、大雨警報等の発表の有無にかかわらず、その授業日は臨時休業とする。 - 学校園長は、対応内容、留意点等を保護者に連絡する。	市教委は、その授業日の臨時休業について、尼崎市のホームページ、防災ネット及び尼崎市LINE 公式アカウントに、その授業日の前日の午後7時までに表示する。 <臨時休業日> 【小学校給食及び中学校給食】中止する。
授業日	登校園前	午前7時時点で発表中	【中学校給食】中止する。
		午前9時までに解除	【小学校給食】実施する。 【中学校給食】午前7時時点で既に給食を中止しているため、給食の提供はなく、午前中で下校させる。
		午前9時時点で発表中	【小学校給食及び中学校給食】中止する。
	登校園後	在校園時に発表	【小学校給食及び中学校給食】午前11時までに発表された場合、原則として、給食を中止して下校させる。

※ ただし、市教委が、授業日当日の午前7時時点における大雨警報等の発表の有無にかかわらず、気象情報等を踏まえて児童、生徒及び園児（以下「児童等」という。）の安全を確保する必要があると判断した場合は、学校園を臨時休業とする。また、尼崎市のホームページに、臨時休業の決定の旨を同日の午前7時までに表示する。

2 地震発生の場合

時	地震	学校園の対応	備考
登校園前	授業日の前日又は当日に震度 5 弱以上の地震が発生した場合	臨時休業	【小学校給食及び中学校給食】中止する。
	尼崎市地域防災計画に定める避難情報の発令（「高齢者等避難開始」、「避難指示」又は「緊急安全確保」の発令をいう。以下「避難情報の発令」という。）があった場合	避難情報の発令に係る地域が校区内に含まれている学校は、臨時休業とする。	【小学校給食及び中学校給食】中止する。
登校園後	震度 5 弱以上の地震が発生した場合	- 地震が発生した時点で、授業、部活動等を中断し、避難行動をとる。 - 学校園長は、被害状況を把握し、安全を確保した上で、児童等を待機させ、下校又は引渡し等の判断をする。	【小学校給食及び中学校給食】中止する。
	避難情報の発令があった場合	学校園長は、被害状況を把握し、安全を確保した上で、児童等を待機させ、下校又は引渡し等の判断をする。	
登下校園中	震度 5 弱以上の地震が発生した場合	- 児童等は、最も安全と考える場所（学校、自宅、頑強な建物等）に避難する。 - 教職員は、児童等の所在（校内、通学路、避難場所等）の確認をする。 - 学校園長は、被害状況を把握し、安全を確保した上で、児童等を待機させ、下校又は引渡し等の判断をする。	<登校時に発生した場合> 【小学校給食及び中学校給食】中止する。

3 その他の災害発生の場合

時	災害	学校園の対応	備考
登校園前	- 校区内において道路冠水、樹木等の倒壊等の特殊事情が発生した場合は、市教委に連絡し、個別対応を協議する。 - 学校園長は、学校園周辺で局地的な豪雨、雷その他火災、ガス爆発等の災害が発生したときは、臨時休業又は通学路の変更等の連絡・指示ができる。	臨時休業は、学校園長が判断する。	【小学校給食及び中学校給食】中止する。
登校園後		学校園長は、被害状況を把握し、下校又は引渡し等の判断をする。	【小学校給食及び中学校給食】中止については、市教委と協議する。

4 その他

- (1) 非常変災等の発生により、学校園において電気・水道等のライフラインが途絶した場合、臨時休業とする。
- (2) 校区内の特殊事情により臨時休業とする場合、当該校園長は、直ちに学校教育課長に連絡するとともに、「臨時休業について（報告）」という見出しの報告書を提出する。
- (3) 学校が臨時休業となった場合、部活動を中止とする。
- (4) 学校が臨時休業となった場合、学校開放及び学校施設目的外使用は中止とする。
- (5) 市教委は、学校園が一斉に臨時休業した場合、こども青少年局児童課及びこども青少年局保育指導課並びに私立幼稚園長会長に情報提供をする。
- (6) 市教委は、学校園に臨時休業の判断に関する情報を適時適切に提供する。
- (7) 尼崎市外からの通園・通学者について、登校園前に居住地又は居住地から尼崎市までの間において非常変災又は交通遮断等の特殊事情が発生した場合は、本方針に準じて、校園長が公欠等の取扱いの判断をする。

以 上

参考

児童ホーム及びこどもクラブの児童の対応（所管課：こども青少年局児童課）

1 児童ホーム児童

- (1) 非常変災等に伴い、小学校が臨時休業となった場合、休所とする。
- (2) 登校後、児童ホームの登所時間までに学校が下校の判断を決定した場合、休所とする。
- (3) 児童ホームの活動中に警報が発令された時は、原則として帰宅させる。
- (4) 地震発生及び避難情報が発令された場合は、児童の安全確保を行い、原則として保護者へ引渡しをする。

2 こどもクラブ児童

- (1) 非常変災等に伴い、小学校が臨時休業となった場合、こどもクラブ事業は中止とする。
- (2) 開催中に非常変災等が発生した場合は、児童の安全を最優先させ、原則として帰宅させる。
- (3) 地震発生及び避難情報が発令された場合は、児童の安全確保を行い、原則として保護者へ引渡しをする。

3 その他

非常変災時の発生時は様々な対応が必要となるため、児童の安全を最優先に、学校長と連携を密にして、適切に対応する。